

手帳

1 身体障害者手帳

各種の福祉サービスを受けるために必要な手帳です。

【対象】 身体(視覚、聴覚・平衡、音声・言語・そしゃく、肢体不自由、心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう・直腸、小腸、免疫、肝臓)に永続する障害がある方

【障害程度】 障害の程度によって、1級(重度)から6級(軽度)までに区分されます。

【交付申請手続】

各区役所・宮城総合支所障害高齢課に申請し、障害者総合支援センターで認定を行います。

【手続に必要なもの】

- ① 申請書(用紙は各区役所・宮城総合支所障害高齢課にあります。)
 - ② 指定医師の診断書(用紙は各区役所・宮城総合支所障害高齢課にあります。また、障害者総合支援センターのホームページからダウンロードできます。)
 - ③ 写真2枚(無帽、上半身、真正面 タテ4cm×ヨコ3cm、1年以内に撮影したもの)
 - ④ マイナンバーがわかるもの(通知カード、個人番号カードなど)
 - ⑤ 本人確認書類(運転免許証など)
- ※ ④と⑤の詳細については、11～12ページをご確認ください。

【問合先】 各区役所・宮城総合支所 障害高齢課

2 療育手帳

知的障害のある方が各種の福祉サービスを受けやすくなります。

【対象】 知的な発達の遅れにより、日常生活に支障がある方

【障害程度】 「A」(重度)と「B」(中・軽度)に区分されます。

【交付申請】 各区役所・宮城総合支所障害高齢課に申請し、原則として、青葉区、宮城野区、泉区にお住いの方は北部発達相談支援センター(北部アーチル)で、若林区、太白区にお住いの方は南部発達相談支援センター(南部アーチル)で判定を行います。

【手続に必要なもの】

- ① 申請書(用紙は各区役所・宮城総合支所障害高齢課にあります。)
 - ② 写真2枚(無帽、上半身、真正面 タテ4cm×ヨコ3cm、1年以内に撮影したもの)
 - ③ マイナンバーがわかるもの(通知カード、個人番号カードなど)
 - ④ 本人確認書類(運転免許証など)
- ※ ③と④の詳細については、11～12ページをご確認ください。

【問合先】 各区役所・宮城総合支所 障害高齢課

3 精神障害者保健福祉手帳

各種の福祉サービスが受けやすくなります。

【対 象】 精神障害(※)のため、長期にわたり日常生活又は社会生活への制約がある方

※ 統合失調症、気分(感情)障害、非定型精神病、てんかん、中毒性精神病、器質性精神障害(高次脳機能障害を含む)、発達障害、その他の精神疾患

【障害程度】 障害の程度によって、1級(重度)から3級(軽度)までに区分されます。

【有効期間】 2年間

(更新を希望される方は有効期間終了の3ヶ月前から更新手続きを行うことができます。)

【交付申請手続】 各区役所・宮城総合支所 障害高齢課、秋保総合支所 保健福祉課に申請し、精神保健福祉総合センターで判定を行います。

【手続に必要なもの】

① 申請書(※)

② ア～ウのいずれかの書類

ア 精神障害者保健福祉手帳用診断書(※)

(初診日から6ヶ月以上経過しているもので、作成日から3ヶ月以内のもの。)

イ 障害年金証書等の写し(または、直近の年金振込通知書)

障害年金等に係る照会同意(確認)書(※)

ウ 特別障害給付金受給資格者証の写し

障害年金等に係る照会同意(確認)書(※)

※ イ、ウの場合、精神障害を支給事由として現に障害年金を受給している場合に限りません。

※ イ、ウの場合、精神障害を支給事由とする障害年金の等級と同じ等級になります。

(※) 申請用紙等は各区役所・宮城総合支所障害高齢課、秋保総合支所保健福祉課にあります。また、仙台市のホームページからダウンロードできます。

③ 写真2枚(無帽、上半身、真正面 タテ4cm×ヨコ3cm、1年以内に撮影した同一のもの)
手帳の受取時にご提出ください。

④ マイナンバーがわかるもの(通知カード、個人番号カードなど)

⑤ 本人確認書類(運転免許証など)

※ ④と⑤の詳細については、11～12ページをご確認ください。

【問 合 先】 各区役所・宮城総合支所 障害高齢課・秋保総合支所 保健福祉課

資料 身体障害者障害程度等級表【太実線より上は第1種を、下は第2種を表す。】

級別	視覚障害	聴覚又は平衡機能の障害		音声機能、言語機能又はそしやく機能の障害	肢体不自由	
		聴覚障害	平衡機能障害		上肢	下肢
1級	視力の良い方の眼の視力(万国式試視力表によって測ったものを用い、屈折異常のある者については、矯正視力について測ったものをいう。以下同じ。)が0.01以下のもの				1. 両上肢の機能を全廃したもの 2. 両上肢を手関節以上で欠くもの	1. 両下肢の機能を全廃したもの 2. 両下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの
2級	1. 視力の良い方の眼の視力が0.02以上0.03以下のもの 2. 視力の良い方の眼の視力が0.04かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの 3. 周辺視野角度(1/4 視標による。以下同じ。)の総和が左右眼それぞれ80度以下かつ両眼中心視野角度(1/2 視標による。以下同じ。)が28度以下のもの 4. 両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が20点以下のもの	両耳の聴力レベルがそれぞれ100デシベル以上のもの(両耳全ろう)			1. 両上肢の機能の著しい障害 2. 両上肢のすべての指を欠くもの 3. 一上肢を上腕の2分の1以上で欠くもの 4. 一上肢の機能を全廃したもの	1. 両下肢の機能の著しい障害 2. 両下肢を下腿の2分の1以上で欠くもの
3級	1. 視力の良い方の眼の視力が0.04以上0.07以下のもの(2級の2に該当するものを除く。) 2. 視力の良い方の眼の視力が0.08かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの 3. 周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ80度以下かつ両眼中心視野角度が56度以下のもの 4. 両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が40点以下のもの	両耳の聴力レベルが90デシベル以上のもの(耳介に接しなれば大声語を理解し得ないもの)	平衡機能の極めて著しい障害	音声機能、言語機能又はそしやく機能の喪失	1. 両上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの 2. 両上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したもの 3. 一上肢の機能の著しい障害 4. 一上肢のすべての指を欠くもの 5. 一上肢のすべての指の機能を全廃したもの	1. 両下肢をショパール関節以上で欠くもの 2. 一下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの 3. 一下肢の機能を全廃したもの
4級	1. 視力の良い方の眼の視力が0.08以上0.1以下のもの(3級の2に該当するものを除く。) 2. 周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ80度以下のもの 3. 両眼開放視認点数が70点以下のもの	1. 両耳の聴力レベルが80デシベル以上のもの(耳介に接しなれば話語を理解し得ないもの) 2. 両耳による普通話声の最良の語音明瞭度が50%以下のもの		音声機能、言語機能又はそしやく機能の著しい障害	1. 両上肢のおや指を欠くもの 2. 両上肢のおや指の機能を全廃したもの 3. 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能を全廃したもの 4. 一上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの 5. 一上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したもの 6. おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指を欠くもの 7. おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指の機能を全廃したもの 8. おや指又はひとさし指を含めて一上肢の四指の機能の著しい障害	1. 両下肢のすべての指を欠くもの 2. 両下肢のすべての指の機能を全廃したもの 3. 一下肢を下腿の2分の1以上で欠くもの 4. 一下肢の機能の著しい障害 5. 一下肢の股関節又は膝関節の機能を全廃したもの 6. 一下肢が健側に比して10センチメートル以上又は健側の長さの10分の1以上短いもの
5級	1. 視力の良い方の眼の視力が0.2かつ他方の眼の視力が0.02以下のもの 2. 両眼による視野の2分の1以上が欠けているもの 3. 両眼中心視野角度が56度以下のもの 4. 両眼開放視認点数が70点を超えかつ100点以下のもの 5. 両眼中心視野視認点数が40点以下のもの		平衡機能の著しい障害		1. 両上肢のおや指の機能の著しい障害 2. 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能の著しい障害 3. 一上肢のおや指を欠くもの 4. 一上肢のおや指の機能を全廃したもの 5. 一上肢のおや指及びひとさし指の機能の著しい障害 6. おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指の機能の著しい障害	1. 一下肢の股関節又は膝関節の機能の著しい障害 2. 一下肢の足関節の機能を全廃したもの 3. 一下肢が健側に比して5センチメートル以上又は健側の長さの15分の1以上短いもの
6級	視力の良い方の眼の視力が0.3以上0.6以下かつ他方の眼の視力が0.02以下のもの	1. 両耳の聴力レベルが70デシベル以上のもの(40センチメートル以上の距離で発声された会話を理解し得ないもの) 2. 一側耳の聴力レベルが90デシベル以上、他側耳の聴力レベルが50デシベル以上のもの			1. 一上肢のおや指の機能の著しい障害 2. ひとさし指を含めて一上肢の二指を欠くもの 3. ひとさし指を含めて一上肢の二指の機能を全廃したもの	1. 一下肢をリスフラン関節以上で欠くもの 2. 一下肢の足関節の機能の著しい障害
7級					1. 一上肢の機能の軽度の障害 2. 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能の軽度の障害 3. 一上肢の手指の機能の軽度の障害 4. ひとさし指を含めて一上肢の二指の機能の著しい障害 5. 一上肢のなか指、くすり指及び小指を欠くもの 6. 一上肢のなか指、くすり指及び小指の機能を全廃したもの	1. 両下肢のすべての指の機能の著しい障害 2. 一下肢の機能の軽度の障害 3. 一下肢の股関節、膝関節又は足関節のうち、いずれか一関節の機能の軽度の障害 4. 一下肢のすべての指を欠くもの 5. 一下肢のすべての指の機能を全廃したもの 6. 一下肢が健側に比して3センチメートル以上又は健側の長さの20分の1以上短いもの
備考	1 同一の等級について二つの重複する障害がある場合は、1級うえの級とする。ただし、二つの重複する障害が特に本表中に指定せられているものは、該当等級とする。 2 肢体不自由においては、7級に該当する障害が2以上重複する場合は、6級とする。 3 異なる等級について2以上の重複する障害がある場合については、障害の程度を勘案して当該等級より上の級とすることができる。 4 「指を欠くもの」とは、おや指については指骨間関節、その他の指については第一指骨間関節以上を欠くものをいう。 5 「指の機能障害」とは、中手指関節以下の障害をいい、おや指については、対抗運動障害をも含むものとする。 6 上肢又は下肢欠損の断端の長さは、実用長(上腕においては腋窩より、大腿においては坐骨結節の高さより計測したもの)をもって計測したものをいう。 7 下肢の長さは、前腸骨棘より内くるぶし下端までを計測したものをいう。					

級別	肢 体 不 自 由			内 部 機 能 障 害						
	体 幹	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害		心 臓 機能障害	じ ん 臓 機能障害	呼 吸 器 機能障害	ぼうこう又は直腸機能障害	小 腸 機能障害	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	肝 臓 機能障害
		上肢機能	移動機能							
1級	体幹の機能障害により坐っていることができないもの	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作がほとんど不可能なもの	不随意運動・失調等により歩行が不可能なもの	心臓の機能の障害により自己の周辺の日常生活活動が極度に制限されるもの	じん臓の機能の障害により自己の周辺の日常生活活動が極度に制限されるもの	呼吸器の機能の障害により自己の周辺の日常生活活動が極度に制限されるもの	ぼうこう又は直腸の機能の障害により自己の周辺の日常生活活動が極度に制限されるもの	小腸の機能の障害により自己の周辺の日常生活活動が極度に制限されるもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により日常生活がほとんど不可能なもの	肝臓の機能の障害により日常生活活動がほとんど不可能なもの
2級	1. 体幹の機能障害により坐位又は起立位を保つことが困難なもの 2. 体幹の機能障害により立ち上ることが困難なもの	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作が極度に制限されるもの	不随意運動・失調等により歩行が極度に制限されるもの						ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により日常生活が極度に制限されるもの	肝臓の機能の障害により日常生活活動が極度に制限されるもの
3級	体幹の機能障害により歩行が困難なもの	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作が著しく制限されるもの	不随意運動・失調等により歩行が家庭内での日常生活活動に制限されるもの	心臓の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	じん臓の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	呼吸器の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	ぼうこう又は直腸の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	小腸の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により日常生活が著しく制限されるもの(社会での日常生活活動が著しく制限されるものを除く。)	肝臓の機能の障害により日常生活活動が著しく制限されるもの(社会での日常生活活動が著しく制限されるものを除く。)
4級		不随意運動・失調等による上肢の機能障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	不随意運動・失調等により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	心臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	じん臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	呼吸器の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	ぼうこう又は直腸の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	小腸の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	肝臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの
5級	体幹の機能の著しい障害	不随意運動・失調等による上肢の機能障害により社会での日常生活活動に支障のあるもの	不随意運動・失調等により社会での日常生活活動に支障のあるもの							
6級		不随意運動・失調等により上肢の機能の劣るもの	不随意運動・失調等により移動機能の劣るもの							
7級		上肢に不随意運動・失調等を有するもの	下肢に不随意運動・失調等を有するもの							
備考										